

独立行政法人国立健康・栄養研究所の  
中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成26年8月26日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 中期目標期間（平成23年度～平成25年度）業務実績について

### （1）評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

当該研究所の目的は、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることである。

本評価は、平成23年3月に厚生労働大臣が定めた第3期中期目標（平成23年度～平成27年度）の全体の業務実績について評価を行うものであるが、平成26年の通常国会で、独立行政法人国立健康・栄養研究所と独立行政法人医薬基盤研究所を統合する独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律が成立し、平成27年4月に新しい法人となる見込みであることから、平成26年度を最終年度として、中期目標期間の4年目に暫定評価を実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成25年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### （2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当該研究所が第3期中期目標期間の3年間で、業務により得られた成果が、「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする（国立健康・栄養研究所法第3条）」という同研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、学術的成果の価値及び調査結果等の国民の健康増進施策への有効性、業務の効率性等の観点から、適正に業務を実施したか等の視点に立って評価を行ってきたところである。

第3期中期目標期間全般については、次のとおり、適正に業務を行ってきたものと評価できる。第3期中期計画に移行し、具体的な研究成果としては、「健康づくりのための運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究を継続し、研究成果をだすとともに、「健康づくりのための身体活動基準20

13」及び「健康づくりのための身体活動指針」（アクティブガイド）の策定の根拠となる研究成果をあげていることは評価できる。また、生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明については、全ゲノム関連解析により、新規の2型糖尿病感受性遺伝子の同定や東アジア民族に特有の遺伝子であることを明らかにしたことは評価できる。「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」については食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いて再解析し、超高齢化社会に対応する科学的根拠を示したことは評価できる。

国民の関心の高い「健康食品」について、安全性・有効性について信頼の高いデータを提供するなど国民の期待に応える役割を果たしていることは大いに評価できる。

健康増進法に基づく「国民健康・栄養調査の集計業務」については、毎年、正確かつ効率的な集計ができたことは高く評価できる。特に公平性・中立性が高く求められる特別用途表示の許可に関わる申請に基づく試験業務については適切に実施されており、評価できる。

研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数や論文引用度が数値目標を達成しており評価できる。

国際協力については、WHO協力センターとして正式に承認されたことは評価できる。

また、業務運営については、重点業務へ対応した人員配置や組織の見直しを行うとともに、重点課題にかかる目標を達成するため、各研究部・センターが相互に連携しながら調査研究を着実に進めたことは評価できる。

さらに、経費の節減に関して、数値目標の達成、外部資金の獲得の目標達成など、効率的・効果的な運営がされており、評価できる。

情報発信については、ホームページの年間アクセス件数、健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス数共に目標を大幅に超える成果を収めたことは高く評価できる。

民間企業や大学等からの研究員の受け入れ及び研究者の派遣等は高い水準で行われており、研究所の活性化の取り組みは評価できる。

また、中期計画の数値目標である人件費、一般管理費、業務経費の削減については、目標値を既に達成しており評価できる。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

## ①研究に関する事項について

第3期中期計画において、三つの重点調査研究課題を設定した。生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究、日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究、「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究の3課題である。いずれの課題においても中期計画に基づいて確実に調査・研究が行われており評価できる。

生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究では、「健康づくりのための運動基準2006」で示された身体活動、運動量、体力の基準の妥当性を検討するため、大規模無作為割り付け介入研究を実施し、様々な成果をあげることができた。加えて、「健康づくりのための運動基準2006」及び「健康づくりのための運動指針2006」（エクササイズガイド2006）の改定のため、文献的研究を行い多数のエビデンスを整理・検討し、「健康づくりのための身体活動基準2013」及び「健康づくりのための身体活動指針」（アクティブガイド）の根拠となる研究成果を提供したことは評価できる。

生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明については、全ゲノム関連解析を行い、新規の2型糖尿病感受性遺伝子を同定し、東アジア民族に特有の遺伝子であることを明らかにしたことは評価できる。

また、日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究については、食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施し、多数の研究成果を導き、その成果が国内外の雑誌に掲載されるなど質の高い研究が行われていることは評価でき、国民健康・栄養調査のデータ解析が着実に進捗している。

さらに、「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究については、医薬品の併用などの相互作用の研究や微量栄養素の生理機能の評価等、優れた基礎研究の成果が出るとともに、健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセスが、目標8000件を超える14000件以上が維持されていることは高く評価できる。

以上のような研究の成果が得られたことにより、原著論文数は数値目標を超えており評価できる。

## ②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」につ

いては、毎年、確実に集計・分析を行っている。特に平成24年度調査が前年度の4倍という客体数に増えたにもかかわらず、正確かつ効率的な集計ができたことは高く評価できる。また、国民健康・栄養調査の精度向上及び標準化を目的として行う、地方自治体の管理栄養士を対象とした技術研修セミナーを開催するなど、調査の円滑な実施に寄与しており、評価できる。

また、消費者庁の特別用途表示の許可に関わる申請に基づく試験業務は適切に実施しており評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応としては、毎年、健康・栄養に関連する6団体等と意見交換を確実にを行い、社会的ニーズを把握し研究の方向性の検討に役立てている。また、内閣府等の行政部門との意見交換会も頻繁に行い、行政ニーズに対応した連携等を行っており、評価できる。

国際協力については、若手外国人研究者招聘事業の毎年の実施、アジア栄養ネットワークシンポジウムの隔年の実施など、アジア地域での国際協力及び人材育成に成果を挙げており、平成26年3月にWHO認定のWHO協力センターとして正式に承認されたことは、西アジア地域の国際協力で弾みがつくものであり、評価できる。

栄養情報担当者（NR）制度については、平成27年7月までに第3者機関に移管することが合意された。平成24年度までに総計5,675名の合格者となったNRについては、移管に向けて、有資格者等が不利益を被らないように、丁寧かつ頻繁に対応していることは評価でき、平成27年7月までの移行期間完了まで、適切な対応の継続を期待したい。

### ③情報発信の推進に関する事項について

情報発信については、ホームページの内容を充実させ効果的な情報発信になるようにしたこと、並びにインターネット等情報発信の受け手の状況の変化に対応して、FacebookやTwitterなどの新しい提供手段による情報発信を始めた。また、「健康栄養ニュース」配信希望者数も毎年増加していること、ホームページの年間アクセス件数も増加し、数値目標を大幅に超える成果を収めたことは、高く評価できる。

## (2) 業務運営の効率化に関する措置について

### ①運営体制の改善に関する事項について

効率的な組織運営を行うため、運営会議や各種委員会等を随時開催し、内部統制の強化徹底、研究所の課題を明確にした業務改善への取り組みの情報の共有化、役員、研究部門及び事務部門の連携がとれる体制を整備し

ていること、研究所セミナーによる研究者の交流が頻繁に行われていること、情報公開も適切に実施されていたことなどから評価できる。

## ②研究・業務組織の最適化に関する事項について

当該研究所が取り組むべき重点事項に対応した組織の改組やWHO協力センターや東日本大震災対策のためのプロジェクトチームの設置など、状況に応じた取り組みを行っており、評価できる。

また、民間企業・大学等からの研究者受け入れ及びそれらに対する客員教授等の研究者派遣を積極的に取り組んでおり、研究所全体の活性化に向けて努力しており評価できる。

## ③職員の人事の適正化に関する事項について

当該研究所が取り組むべき重点事項に対応した人材の採用・配置をおこなっていること、研究者の採用にあたって、平成23年3月に改定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則、公募による採用をおこなっている。採用にあたっては、結果的に女性研究者を多く採用しており、女性研究者が多い職場となっていることから、ワークライフバランスに配慮した対応などを行っている。こうした取り組み等人事の適正化は評価できる。

## ④事務等の効率化・合理化に関する事項について

一般管理費、人件費及び業務経費に対する削減は、目標を大幅に超える水準で推移しており、高く評価できる。

## ⑤評価の充実に関する事項について

内部評価・外部評価は毎年度、適切かつ厳格に遂行されており、評価できる。評価結果は、研究部・センター単位でフィードバックし、今後の研究業務に反映するようにしている。また、研究職員毎の個別評価は、理事長及び所属長が適切に行っており評価でき、中期計画どおり着実に行われている。

## ⑥業務全体での効率化について

中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、人件費及び業務経費（△5%）に対して、平成25年度末において、一般管理費（△11.6%）、人件費（△19.1%）、業務経費（△24.5%）となっており、数値目標を達成しており、目標を大幅に上回る実績であり、適切なコスト削減により業務が効率化されている点は高く評価する。

また、契約に関する適正化については、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、随意契約の見直しの取り組みを公開していること、競争入札等にあたっては、参加要件及び広告期間の見直しを行ったこと、毎月の財務担当監事による検査の実施など、中期目標を達成しており評価できる。

### (3) 財務内容の改善等について

#### ①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

外部研究資金その他の自己収入の増加に関しては、競争的資金を研究費の50%以上確保するという目標に対して、中期計画3年目で54.39%という高い水準を達成できたことは高く評価できる。

#### ②経費の抑制に関する事項について

経費の抑制については、施設・設備や検査機器等の共同利用、研究業務等に関する業務のアウトソーシング、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、複写機等の再リースや削減による経費節減、研究費予算執行の管理部門と研究部門の共有、人的資源の効率的な活用及び人的コストの抑制を実施したことにより、交付金は、前年度比、平成23年度は3.4%の削減、24年度は5.7%の削減、25年度は12.3%の削減となり、職員のコスト意識を醸成するなどの管理を行い、大きな削減ができたことは高く評価できる。

### (4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みについて、中期計画期間中をとおして、毎年、職員向けのセキュリティに関する講習会を数多く実施し、職員のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、随時、「情報ネットワークセキュリティポリシー」や「セキュリティ情報手順書」を見直し、職員自らもセキュリティチェックを実施しており、適切な対応が講じられていると評価できる。